（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第６項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第15項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第４項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　略］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第６項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　略］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第15項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　略］

（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除余裕額⑪」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。

５　「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第８項又は令和２年旧政令第９条の７第９項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表３の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。

⑵　当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表４の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑩」の欄の金額を記載すること。

第七号の二様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表２記載要領

１　この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第９条の７第６項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第７号の２様式の明細書に添付すること。

［２～４　同左］

第七号の二様式別表三（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表３記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第８項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～８　同左］

第七号の二様式別表四（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第７号の２様式別表４記載要領

１　この明細書は、政令第９条の７第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第７号の２様式別表１に併せて提出すること。

［２～６　同左］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第七号の二様式別表五（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条・第十条の二関係）

［様式　同上］